

# 金融証券税制の検討課題について

金融税制研究会

(平成22年6月21日)

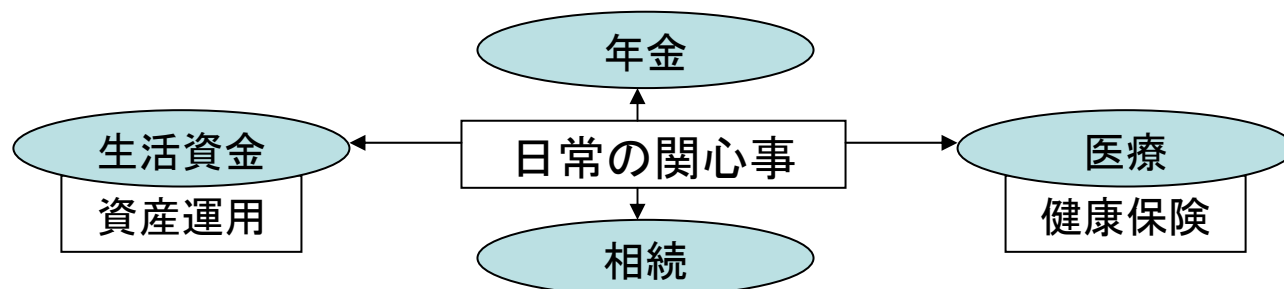
税理士 湊 義和

## 目次

1. 高齢者等に優しい金融税制の構築
2. 金融所得一元化に関する検討事項
3. 国際的にフラットな金融投資環境の整備
  - ① 国内債券市場に対する海外投資家層の拡大
  - ② 軽減税率廃止に伴う租税条約適用手続きの円滑化
4. 不動産ファイナンス市場への資金供給策(1)
5. 不動産ファイナンス市場への資金供給策(2)
6. 金銭以外の資産による企業買収手法の整備
7. 有価証券投資における二重課税の解消

# 1. 高齢者等に優しい金融税制の構築

高齢者等の生活に影響の無い投資環境の整備



## 検討事項-1

### 譲渡損の繰越控除と健康保険の窓口負担割合の中立性の確保

高齢者の方にとっては、病気や怪我による医療費の負担の心配が非常に高い。現在の健康保険制度は、その人の所得を基準にしているものの、一部は収入を基準にしており、上場株式の売却損の申告を行ったがために、健康保険の窓口負担が1割から3割になってしまうケースがある。

- 【基準】1 所得基準 住民税の課税所得 145万円以上:3割負担 145万円未満:1割負担(注1)  
2 収入基準 70歳以上で世帯収入が520万円(単身世帯:383万円)未満の場合には、申請して認められると1割負担。(注1)

(注1)70歳~74歳の方は原則2割負担であるが、平成23年3月まで1割負担に据え置き。

【上場株式等の譲渡】上場株式等の譲渡損を繰り越すために申告をすると、その譲渡収入が、健康保険の判定に取り込まれて3割負担となってしまう人が発生する。仮に該当しない場合でも、健康保険負担へのリスクから株式投資への心理的圧迫となっている。今後、軽減税率が見直されると、将来の税負担軽減のための繰越控除の申告の重要性が増す。収入の範囲について、給与等の経常的な収入に限るとし、株式売却や不動産の譲渡等は、非経常的な収入として除外することを検討。

## (問題点－1)

- 異なる証券会社間での上場株式等の譲渡損益の通算及び譲渡損失の繰越控除、雑所得等に分類される損益など、金融所得を正確に把握するための資料収集、確定申告書の作成等の負担が重い。特に高齢者の場合、何ら手続きを要さない利子の源泉分離課税方式との差が大きい。

## (改善策－1)

- 各金融機関別の譲渡損益の情報の集約し、損失の繰越控除までの計算結果を納税者に報告するシステムを国側で構築する。
- 納税者は、上記集計結果及び申告に必要な情報を元に所得税計算を行ない、税額を確定させた上で、還付申告書を作成する。

(たとえば、その年分の所得が上場株式等の譲渡所得のみの場合、その分離課税の株式の譲渡所得から医療費控除等の所得控除を控除してから、還付税額を確定させることとなるが、譲渡所得の内部通算まで終了しているため、現在より簡便な申告を行うことができる。)

- ただし、上記では、現在よりは改善されるが、申告負担軽減効果は少ないと言える。

## (問題点－2)

- ・ 現在の所得税法の規定では、還付申告は、① 還付申告(所法122)と、②年末調整(所法190)の手続きを経ないと認めていない。
- ・ 所法122の還付申告では、その年分のすべての所得を記載した確定申告書の提出が必要であるため、金融所得以外の所得データが必要となる。
- ・ 同様に、所得控除も記載しなければならないので、医療費控除やその他の所得控除のデータを揃えないと還付申告を行えない。
- ・ 平成22年度より適用が可能となる源泉徴収選択特定口座内での配当と株式譲渡損の損益通算の特例でも、まず、配当所得から譲渡損を控除した残額から源泉徴収を行う規定となっており、還付申告を認める規定にはなっていない。  
(措法37条の11の6⑥)

## (改善策－2)

- ・ なんとか、所法190の年末調整に準じた方法で、金融所得のみで、一旦税額を確定させることはできないか？
- ・ 所法190の規定に準じて、損益通算後の金融所得を課税所得金額とみなして税額を確定させ、源泉税と比較させて還付を認める規定を新設できれば、所法122の規定を通さなくても還付が可能となるのではないか？
- ・ 仮に、医療費控除や雑損控除などの所得控除を適用すれば還付額が増える場合には、給与所得者が年末調整で一旦税額を確定した後に、改めて確定申告を行う方法と同様の取扱いにすれば、無駄なく還付を受けることができ、かつ、簡便な方法で、申告負担を軽減できるのではないか？

## (問題点)

- ・ 高齢者の場合、経常的な収入が限られているため、手元資金の損失に対して、経常的な収入がある年齢層に比して、リスク意識が非常に高い。

## (改善策)

- ・ 各投資所得を一元化して、同一所得内での内部通算(損益通算)を拡大する。
- ・ 内部通算してもなお控除しきれない損失についての繰越期間を拡大する。
- ・ 高齢者の場合、損失が切り捨てられた場合、給与その他の経常所得で埋め合わせることができないため、現在の3年程度の繰越期間では、預貯金に比してリスクが大きすぎて、資産の組み換えに大きな抵抗があると考えられる。
- ・ アメリカ、イギリス、ドイツについては譲渡所得については無制限に繰り越せ、フランスにおいても、有価証券等の譲渡については10年の繰越を認めており、日本においても、青色申告者の繰越期間にこだわらず、投資損失にかかる損失については、10年程度の繰越しを認めるべきではないか。
- ・ 全体では無理であっても、65歳以上については10年という区分を設けても良いのではないだろうか。
- ・ 又高齢者に関しては、投資損失と公的年金(雑所得)等との損益通算を認めても良いのではないだろうか。これにより、検討事項－1に記した健康保険の窓口負担割合の問題も解決できると思われる。

## 2. 金融所得一元化に関する検討事項

二元的所得税を前提として検討する

(検討事項)

### ① 非上場株式の配当について

現在以下の理由より、非上場会社において配当はほとんど実施されていない。

- ・ 総合課税であるため、法人税の実効税率との比較からメリットがない。
- ・ 平成19年4月より資本金1億円以下の法人については留保金課税が無くなったこと。
- ・ 財産評価における類似業種比準価額方式において、高配当会社は株価が高くなること。

単純に配当所得を分離課税とした場合、役員報酬から株主配当へ換えることで簡単に租税回避が出来てしまう。一方で、従業員持ち株会や、外部株主を積極的に入れている中小企業もあり、純粋に配当所得と評価できる場合も多い。

したがって、オーナーグループへの配当について何らかの手当てが必要ではないか。

### ② 不動産の譲渡損益を含めることについて

- ・ 居住用財産については、投資とは言い難く、現在も、一定の要件の下に給与等の経常所得との損益通算を認めているが、二元的所得税においても、例外的に認めるべきか否か？
- ・ 不動産譲渡にかかる各種の特別控除、買換え特例等の適用があった場合の株式譲渡損など他の資本所得との内部通算を行うべきか否か？

### 3. 国際的にフラットな金融投資環境の整備

#### ① 国内債券市場に対する海外投資家層の拡大

(問題点)

- 振替国債・振替地方債を非居住者、外国法人、一定の外国投資信託が保有した場合、それらの利子に係る源泉税(15%)が非課税と規定されている(租税特別措置法第5条の2)。
- 平成22年度税制改正により非課税の対象になる債券の範囲が拡大され、新たに振替制度において取り扱われる社債、財投機関債、投資法人債、特定社債、転換社債型新株予約権付社債、短期社債の利子等についても非課税の対象とされた(租税特別措置法第5条の3)。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100518-1.html>

- 本制度により非課税の対象となる海外投資家の範囲には海外のパートナーシップ等の事業体が含まれておらず、非課税の適用を受けることはできない。現行の日本の税法には、海外の様々な種類の事業体がどのように取り扱われるべきか整備がなされていないため、非課税の適用範囲から漏れてしまっている。

(改善策)

- パートナーシップ等の海外の事業体について税法を整備し、非課税制度の適用が受けられる旨、明確化すること。

(期待される効果)

- 多様な海外投資家の投資資金を国内へ取り込むことが可能となる。



## ② 軽減税率廃止に伴う租税条約適用手続きの円滑化

### (問題点)

- 上場株式等の配当等に係る源泉税について、非居住者等が租税条約による軽減税率の適用を行う場合、租税条約の届出書を投資家毎、銘柄毎に上場株式等の発行体の所轄税務署を經由して提出する必要がある。
- 租税特別措置法第9条の3の2に規定される株式数比例配分方式を採用する場合、上記の租税条約の届出書等の提出は、(銘柄毎ではなく)源泉徴収義務者となる国内における支払いの取扱者毎となる。
- 2012年1月以降、上場株式等の配当等に係る源泉税が現行の7%から15%の原則税率になった場合、租税条約により軽減・免除の適用を受ける非居住者等の数が大幅に増加することが予想され、租税条約の届出事務に混乱をきたす可能性がある。

### (改善策)

- 海外投資家が上場株式等の配当等について租税条約における軽減・免除の適用を行うにあたり、事務手続きの簡便化を検討することを要望する。例えば、海外のカस्टディアンへの一定の書類の提出のみで租税条約の提出を認めることとする。(米国では、個別のW8-BENIに代えて、W8-IMYを提出することで対応が可能となっている)

### (期待される効果)

- 海外投資家による日本株式投資により生じる事務負担を軽減して、投資活動を後押しする。

## 4. 不動産ファイナンス市場への資金供給策(1)

特定目的会社に係る課税の特例に関する機関投資家の範囲の拡大

(問題点)

- 特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、その発行をした特定社債が「機関投資家」によって引き受けられたものでなければならないものとされている(租税特別措置法第67条の14第1項第1号ロ(2))。
- この機関投資家の範囲は、金融商品取引法上の適格機関投資家の範囲よりも狭いものとなっており、例えば有価証券を10億円以上保有する法人として金融商品取引法上の適格機関投資家のうち一定のものは税法上の機関投資家として認められていない。
- また、海外からの長期資金の出し手である海外年金基金については金融商品取引法上の適格機関投資家及び税法上の機関投資家のいずれにも含まれていない。
- 金融商品取引法における適格機関投資家の範囲と租税特別措置法における機関投資家の範囲が異なることは投資を検討する投資家にとって分かりにくい規定になっている。

(改善策)

- 機関投資家の範囲を金融商品取引法と同等の範囲にまで拡大すること、また、海外年金基金については金融商品取引法上の適格機関投資家及び税法上の機関投資家の範囲に含めることといった規定の整備を行う。

(期待される効果)

- 多様な投資家からの比較的長期の資金提供を可能とする。

## 5. 不動産ファイナンス市場への資金供給策(2)

### アップリート(UP-REIT)税制の導入

#### (問題点)

- REIT(投資法人)を活用して多数の投資家から資金を得るために不動産を拠出する場合、不動産の所有者は不動産の譲渡所得を認識し、所得税や法人税の負担が生じる。
- このような税負担は優良物件であるほど多額になるため、REITを活用した不動産ファイナンスではなく所有者自らのデットファイナンスを選択し、資金の出し手が銀行等に限定される原因になっている。

#### (改善策)

- 米国ではアップリート(Umbrella Partnership REITの略)という制度があり、所有者は保有不動産をパートナーシップに拠出し対価としてREIT株式に転換する権利が付されたリミテッドパートナーシップ持分を取得する。REITは当該パートナーシップのジェネラルパートナーとして金銭出資を行い、不動産のマネジメントを担う。所有者はリミテッドパートナーシップ持分を拠出不動産の簿価で認識し、REIT株への転換・売却時まで譲渡所得の認識を繰延べることができる。
- このような米国の取扱いを参考に、日本においても同様のスキームでのREIT組成ができる環境の整備を行う。

#### (期待される効果)

- 優良物件のREITへの拠出を促進し、多数の投資家からの不動産ファイナンス市場への資金供給を可能とする。

## 6. 金銭以外の資産を用いた企業買収手法の整備

自己株式等を用いたエクスチェンジオファーに係る譲渡所得課税の繰延べ

(問題点)

- 公開買付の対価は一般的には金銭が利用されるが、法律上(金融商品取引法・会社法)は株式を対価に公開買付を行うことは可能とされている。
- 税務上、例えば組織再編税制(株式交換・移転)や会社法上の取得条項の発動に伴い株式を対価に対象会社の株式を取得する場合、対象会社の株主の譲渡所得課税は繰延べられる措置がなされている一方、自己株式等の株式を対価に公開買付を行う場合、当該公開買付に応じる株主は、対価として受取る株式の時価と対象会社の株式の取得原価との差額を譲渡所得として認識する必要があるため、金銭の交付がないにもかかわらず税負担が発生することになる。
- したがって、このスキームで公開買付を実施した場合、対象会社の株主は納税資金捻出のため取得した株式を処分することが予想され、買取会社は価格下落リスクを抱えることになる。

(改善策)

- 株式を対価とする公開買付に応じる株主については、対象会社の株式の取得原価の引継ぎを認め、譲渡所得の認識を繰延べる措置を講じる。

(期待される効果)

- 公開買付をより柔軟・機動的に行うことで日本企業の競争力強化につながる。

# 7. 有価証券投資における二重課税の解消

法人税法上の所得税額控除制度における控除対象外所得税の廃止

(問題点)

- 法人が支払いを受ける債券・株式等の利子・配当等について源泉所得税が課される場合、自らが元本を所有していた期間に対応する部分の金額については法人税の計算上控除することができる一方、非保有の期間について課された源泉所得税は控除の対象外とされ、すでに源泉税が課されている利子・配当等についても法人税の課税対象とされている(法人税法第68条)。
- 法人にとって源泉税の果たすべき役割は法人税の前払いであり、本来は法人税の申告時にすべて清算されるべきところ、法人が支払いを受ける利子・配当等に非保有の期間がある場合には源泉所得税と法人税が二重に課税されている。

(改善策)

- このような二重課税を排除するために、法人税の計算上、源泉所得税については利子・配当等が法人税の課税所得に含まれることを前提に全額を控除対象とする。

(期待される効果)

- 法人に対する有価証券投資により発生する二重課税を解消し、金融証券税制の歪みを是正して日本企業の投資活動を後押しする。